

江田島市誘客促進イベント実施支援補助金交付
要綱

平成30年9月26日

(趣旨)

第1条 交流人口の拡大及び地域のにぎわい創出に資するため、市民・団体等が自発的に実施するイベント等に対して、予算の範囲内において江田島市誘客促進イベント実施支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、江田島市補助金等交付規則（平成16年江田島市規則第50号）に規定するもののほか、この要綱で必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内でイベントを実施しようとする個人、団体又は企業（以下「対象者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が対象者に含まれる場合は、補助対象としないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 市内で市内外からの誘客促進に資するために実施する各種イベント

(2) 前号に規定するイベントであって、本市の自然環境を活用するもの

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業について、同一年度に市の他の制度の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象としないものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に直接要する広報費及び事業費のうち、市長が認める経費とし、補助率及び補助金限度額は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費とならない経費は、別に定める。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める日までに、江田島市誘客促進イベント実施支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 経費に係る見積書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、交付の決定をしたときは、江田島市補助金等交

付規則第7条により、その結果を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、その交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業の完了した日から起算して2週間を経過した日又は当該会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、江田島市誘客促進イベント実施支援補助金実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助事業を実施したことが確認できる書類(写真を含む。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付等)

第9条 市長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、補助対象事業の成果が適当であると認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長に請求書を提出しなければならない。

3 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、特に必要と認めるときは、補助金の概算払を行うことができる。

(決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 提出書類の記載に虚偽があったとき。
- (4) この要綱に定める規定又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不正の行為があると認められたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を命じられた補助事業者は、当該期限までに補助金を返還しなければならない。

(証拠書類の保存)

第12条 補助事業者は、補助対象事業に関する書類等を補助対象事業完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象事業	第3条第1項第1号	第3条第1項第2号
補助率	補助対象経費に1/3を乗じた額	補助対象経費に2/3を乗じた額
補助限度額	100,000円	200,000円

様式 略